

令和7年度 静岡県水防協議会 会議録

●会議概要

| | |
|------|---|
| 日 時 | 令和8年3月 18 日(水) 午後1時 30 分から午後3時 30 分まで |
| 会 場 | 静岡県庁別館8階 第1会議室 |
| 出席者 | <p>○ 委員(敬称略、カッコ書きは代理出席者) ※15名中13名出席(うち代理出席5名) 石井源一(石野好彦)、伊藤麻衣、河村加津栄、鈴木攻祐、二宮徹、 原田博子、番匠俊行(佐野利治)、村松悦子、望月真、森本輝(伊藤敏弘)、 八木瑞生(鈴木康之)、山本佳緒里(名倉賢哉)、吉川慶子</p> <p>○ 幹事(代理出席を含む) 危機管理部長兼危機管理監代理、交通基盤部長、交通基盤部部長代理、 交通基盤部理事(土木技術担当)、交通基盤部理事(都市政策推進担当)、 交通基盤部理事(防災技術担当) 交通基盤部各局長、経済産業部農地保全課長</p> <p>○ 水防関係事務所長(代理出席を含む) 国土交通省甲府河川国道事務所長、同沼津河川国道事務所長、 同浜松河川国道事務所長、同静岡河川事務所長、各地域局長</p> <p>○ 水防区長(代理出席を含む) 各土木事務所長</p> <p>○ 事務局(土木防災課)</p> |
| 次 第 | <p>1 開 会</p> <p>2 挨拶(静岡県交通基盤部長)</p> <p>3 気象業務法及び水防法の改正に伴い変更する県の水防計画</p> <p>4 令和8年度静岡県水防計画(案)について</p> <p>5 報告事項</p> <p>6 講演「災害情報で命を守る」(日本放送協会静岡放送局長)</p> <p>7 閉 会</p> |
| 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第、配布資料一覧、出席者名簿、席次表 ・ 資 料 1 気象業務法及び水防法の改正に伴い変更する県の水防計画 ・ 資 料 2 令和7年度県内の被害概要 ・ 資 料 3 令和7年度の水防活動 ・ 資 料 4 令和7年度水防関係表彰 ・ 資 料 5 浸水想定区域の指定等(洪水・高潮・雨水出水) ・ 資 料 6 水防資材ストックヤード ・ 審議資料1 令和8年度静岡県水防計画書(案)について ・ 別 冊 令和8年度静岡県水防計画書(本編)(案) ・ 参考資料1 水防法 ・ 参考資料2 静岡県水防協議会条例 ・ 参考資料3 静岡県水防協議会運営規程 ・ その他 1 新しい防災気象情報(チラシ) ・ その他 2 しぞ〜か防災かるた「豪雨の備え編」(チラシ) ・ その他 3 令和8年度天竜川下流連合総合水防演習(チラシ) |

●会議録(要旨)

1 開 会

2 挨拶 (高梨 交通基盤部長)

○ 協議会の成立

静岡県水防協議会条例第6条により、委員定数の 1/3 以上の出席(定数 15 名に対して 13 名出席)を得たため協議会が成立

3 気象業務法及び水防法の改正に伴い変更する県の水防計画

事務局から、資料1により、「防災気象情報の体系整理」及び「氾濫等の通報制度の創設」について説明

(事務局説明内容)

防災気象情報の体系整理について

- ・県水防配備基準の見直し及び県水防計画書記載の防災気象情報の名称等の変更

氾濫等の通報制度の創設

- ・対象河川の選定について、河川特性(有堤、線形等)や地域特性(被害想定、土地利用等)を考慮した県の方針
- ・直轄河川は、洪水予報河川(狩野川など6河川)及び水位周知河川(黄瀬川など8河川)の区域を対象とし、令和8年5月下旬より運用予定
- ・県管理河川は、洪水予報河川(瀬戸川など5河川)及び水位周知河川(稲生沢川など 55 河川)の区域を対象とし、令和8年度は、洪水予報河川に加え、水位周知河川のうち氾濫等の状況を踏まえて5河川程度を選定し、氾濫発生水位設定や市町と防災対応等の調整を行い、水防協議会に諮って運用を開始する。令和9年度は水位周知 25 河川、令和 10 年度は残る 25 河川の検討・調整を実施し、それぞれ翌年度から運用予定

4 質疑応答

【質問:伊藤委員(NHK 気象キャスター)】

県の洪水予報河川と水位周知河川に関して、令和9年度くらいまでに調整等を行って運用するような説明だったが、以前に見た気象庁の資料で、水位周知河川は洪水予報河川に移行を促していくという記載があった。県は、水位周知河川を洪水予報河川に変えていくのか。

【回答:事務局】

本県の水位周知河川は短時間で急激な水位上昇があり、予測が難しい。予測システムが開発され、精度が向上すれば移行も考えられる。現時点では難しいと考える。

【意見:二宮委員(NHK 静岡放送局長)】

防災気象情報は、これまで、土砂災害警戒情報の新設、記録的短時間大雨情報や特別警報の追加をしたが、分かりにくさもあった。今回、数字と色で整理され、統一的に避難判断

ができるようになるという意味では、防災気象情報のあるべき姿に近づいた。一方で、この変更を県民に伝えるのが大変であり、変更点をわかりやすく周知したい。特に「危険警報」という新たな情報は、しっかりと周知したい。気象庁や国交省、自治体において、これを伝えていくのが最大の課題である。

【意見:名倉委員(静岡地方気象台)】

防災気象情報の変更について、防災機関や自治体に周知しているが、県民には十分に伝わっていないことが課題である。4月以降、県や防災機関、報道機関等と協力し、県民への周知をしていきたい。防災のイベント等の活用を考えている。

【意見:伊藤委員(中部地方整備局)】

通報制度の運用について、周知に十分な時間が取れなかった。当局としても、勉強会などを気象台と協力して実施していきたい。要望があれば、来年度以降、様々な機関と協力しながら実施していきたい。

【質問:石野委員(建設業協会)】

防災気象情報は分かりやすくなったと思う。実際の報道はどうされるのだろうか。

【回答:二宮委員((NHK 放送局長)】

天気予報などで伝える気象の警報はほとんど変わらない。これまでと変わらない形で、特別警報や危険警報を放送する。問題は河川。数が多いので、例えば天気予報のような気象情報を出す時間が決まっているコーナーでは、すべての情報を放送しきれない可能性がある。そういう場合は、L字画面で伝える。例えば土砂災害警戒情報がどこに出ているかを、全ての市町村の名前を伝えるのができない場合は、「どの地域を中心に土砂災害警戒情報が出ている」という形で伝えている。河川も全部を読み上げることができない場合は、L字画面で伝える、若しくは、NHK ONE という新たな情報発信が去年10月に始まっているので、ネットでも伝えていく。

【質問:原田委員(子育て防災ネットワーク代表)】

住民の立場からすると、レベル3、4、5と防災気象情報が切り替わっていくが、避難を判断するタイミングが難しい。今まで災害があった地域で話を聞くと、特に乳幼児を持つ家庭や身体障害を持つ方はレベル3の情報が発表されたら準備を開始するので、動き出すまでにどうしても時間がかかる。この警戒レベルはすぐに動くことができる人のレベル設定だと思う。すぐに動くことができない人向けのより速い段階での情報の仕組みづくりができないのだろうか。

【回答:伊藤委員(中部地方整備局)】

これまでは堤防を越えた情報で氾濫発生情報を出してきたが、今回は、氾濫していなくても設定水位を超えたら氾濫発生情報を出していくという考え方。また、高潮や土砂はかなり前の時間から予測をして情報を出していく。その中で、河川水位に関して、もう少し余裕があった方がよいのではないかという議論があれば、その地域で水位を考えてもらう必要がある。制度上は各河川の水位に雨量の情報を併せて水位予測をしている河川であるため、それが避難の行動に合わないということであれば、協議会の中で議論いただきたいと考える。

(事務局説明)

事務局から、審議資料1により、令和8年度静岡県水防計画書(案)について説明

6 質疑応答

各委員からの質疑応答なし

(採 決)

「令和8年度静岡県水防計画(案)」について、出席委員全員の賛成により原案のとおり承認

7 報告事項

(事務局説明)

事務局から、資料2～6により下記事項について報告

資料2: 令和7年度県内の被害概要

資料3: 令和7年度の水防活動

資料4: 令和7年度水防関係者表彰

資料5: 浸水想定区域の指定等(洪水・高潮・雨水出水)

資料6: 水防資材ストックヤード

8 質疑応答

静岡地方気象台から新しい防災防災気象情報に関する補足説明(河川氾濫、大雨、土砂、高潮に関する情報)

9 講演「災害情報で命を守る」(日本放送協会静岡放送局長)

10 閉 会